

【水道料金減免事業(令和7年10月分)実施のお知らせ】

原油価格や物価高騰の影響を受けた市民の皆さまの負担軽減のため、
水道基本料金の30%（1ヶ月分）を減免します

【対象者】

市内で水道を使用するすべての水道契約者

【減免対象期間】

令和7年10月請求分

【減免額】

2,035円(税込)×30%×1ヶ月=611円

【手続き方法】

申込手続きは不要です。

【口座振替の方】

毎月26日に指定口座から料金の引き落としがされる際に、水道基本料金を減免した額を引き落とします。

【納付書の方】

毎月20日頃に送付される納付書に、減免後の金額が記載されていますので、そのままお支払いください。

【お問合せ】 上下水道課 水道グループ ☎63-1111 内線331～334

検針票【見本】

使用水量・料金等のお知らせ			
様			
お客様番号			
メーター番号	口	番	用
水道			
井戸水			
検	針	票	
[水道] 今 期 指 針			
前 期 指 針 (-)			
旧メーター使用量 (+)			
使 用 水 量			
m ³			
[井戸水] 今 期 指 針			
前 期 指 針 (-)			
旧メーター使用量 (+)			
使 用 水 量			
m ³			
水 道 料 金 (税込)			
円			
合 計 料 金 (税込)			
円			

検針票には、減免額 (611円) が差し引かれた額が記載されています。(※記載されたそのままの額がお支払い額となります。)

※このお知らせでは、料金のお支払いはできません。
(領票もご確認ください)